

## ウェルビーイング実践校 TOCO-TON で取り組むこと

◎「望ましい行動」を育てるために、「褒めて」「認めて」「励ます」環境作りをします。

- ・授業1単位時間の弾力的な運用をします。
- ・ICTの活用と「読むこと・書くこと」をバランス良く取り入れます。

◎「みよた学」で地域の「ひと・もの・こと」から体験的に学びます。

Vol.2では、  
◎にかかわる様子  
をお伝えします

## 【御代田北小学校】～異年齢交流～

7月7日(月)、4年生が3年生を招いて体育館いっばいに「バク円ショップ」コーナーが開店しました。「バク円」とは、夢を食べる狼が好きだという先生が考えた紙幣です。ゲスト(3年生)は手作りのバク円札を何枚も握りしめて買い物やゲームを楽しんでいました。

次の時間には3年生が保育園年中児を招いて七夕縁日を開催しました。この活動中、先生からの指導の声はなく、子どもたち自身が考えて行動していました。「もてなす側」は大きな声で呼び込みをし、ゲストの希望が叶うように、その場で「聞いたり」「話したり」「調べたり」「作ったり」…自分のできる精一杯で相手をもてなしていました。



この日、県教育委員会の皆さんが参観され、武田教育長からは、「大人の視点ではなく、子どもの発想で楽しめる環境づくりのために、今まではやっていたが、止めてもいいことが学校の中にないだろうか」と御代田町への課題をいただきました。

## 【御代田南小学校】～あいさつキャンペーン～



「自分は、友達や先生、地域の方にあいさつができていますか?」のアンケート結果から、児童会の投げかけでキャンペーンへの取り組み方をクラスごとに話し合いました。「おはようの前に相手の名前をつけよう」「毎日の振り返りにゲーム性を取り入れて楽しもう」など、素敵なアイデアを出しながら1カ月間のキャンペーンに取り組みました。そして、毎日のお昼の放送やまとめの全校集会で「自分たちのあいさつが良くなってきた」ことを児童と先生たちが一緒に確認してきました。

子どもたちにとって、「なりたい自分を目指す」キャンペーン。「認められること」「褒められること」は子どもたちのやる気につながっています。

## 【御代田中学校】～職場体験・宿泊学習～

7月1日(火)～2日(水)、50カ所の地元企業・事業所に協力いただき、2年生の職場体験が実施されました。興味関心・夢・家族…多くの生徒が自分の思いを持って、体験的に学ばせていただきました。自分の好きなこと、楽しいと思えることができるって「幸せ」ですね。それが、誰かのためになったら、「仕事」になりそうです。ご協力いただいた地域の皆さま、ありがとうございました。



同日、1年生は茅野市白樺湖方面への宿泊学習で、牧場での酪農体験をさせていただきました。入学からの3カ月間、先生方は子どもの横に立ち、寄り添い、粘り強く、褒めることを意識してくださいました。その成果はこの宿泊学習の笑顔に表れました。みんな素敵な笑顔の持ち主です。



# 介護のとびら

問い合わせ先  
地域包括支援センター

(保健福祉課地域包括支援係)

31) 2510

## つぎとつぎのための 成年後見制度について

みなさんは「成年後見制度」という言葉を耳にしたり目にしたりしたことはありませんか。聞いたことのあるけど、どんなことか知らないという方が多いと思います。今回は成年後見制度について大まかにお伝えします。

### 成年後見制度とは

知的障がい・精神障がい・認知症などの理由から判断能力が不十分な方や身寄りのない方の財産や権利を守るために、いろいろな契約や手続きをするときに、後見人等がお手伝いする制度です。

### 後見人等の役割

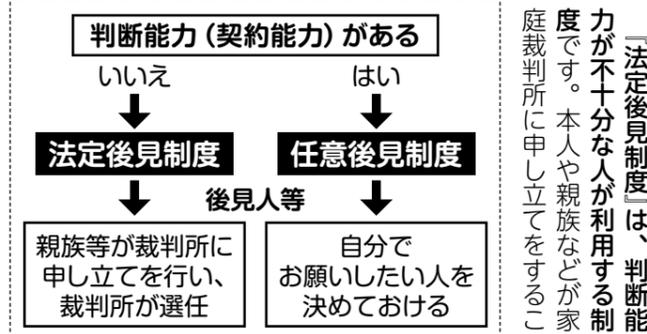
大きく分けて次の二つがあります。

①財産の適切な管理：預貯金や不動産、年金、日常生活費などの管理や通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理など

②日常生活の支援：介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約、医療費の支払いなど

### 成年後見制度の種類

本人の判断能力に応じて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。



「法定後見制度」は、判断能力が不十分な人が利用する制度です。本人や親族などが家庭裁判所に申し立てをする必要があります。

### 利用の方法

「法定後見制度」は、家庭裁判所への申し立て手続きが必要になります。

- ①家庭裁判所への申し立て  
本人や家族などが申し立ての理由を記載した申立書や医師の診断書、戸籍謄本などの書類を家庭裁判所に提出します。
- ②審理・審判  
本人の状態や生活状況を確認して、本人にどのような支援が必要かを考慮し、親族や専門家(司法書士や弁護士、社会福祉士など)から後見人等を選任します。後見人等の報酬は裁判所が決定します。

- ③後見等(支援)を開始  
後見人等が本人への支援を開始し、家庭裁判所へ事務報告、収入状況報告書等を提出します。
- ④終了  
本人が亡くなると支援が終了します。後見人の死亡・辞退の場合は家庭裁判所が後任を選出します。

「任意後見制度」は、公証役場で公正証書による契約が必要になります。

### ①契約の準備

任意後見をお願ひする人(任意後見受任者)を本人が決めます。任意後見受任者と話し合っ、依頼して欲しい支援内容や報酬を決めます。

### ②任意後見契約

本人と任意後見受任者が、公証役場にて公証人が作成する公正証書で契約を結びます。公証役場に行くことができない場合は、自宅などに出張してもらうことも可能です。

### ③費用について

成年後見制度の利用を開始する際に、必要書類の準備や作成にかかる費用で、約2万円程度がかかります。

### 最後に・・・

少子高齢化が加速する中、障がいや認知症のある方、身寄りのない方の権利を守る成年後見制度は、いつそう重みを増しています。いざというときのことを考えて、自分が元気づちになることを決めておけるよう、将来に不安を感じている方は、利用を検討してみてくださいいかがでしょうか。

お知らせ

《生きがい教室》

第7回 10月10日(金)

午後1時30分～3時 (予定)

場所 エコールみよた  
あつもりホール

「楽しく体を動かそう!」

講師 健康運動指導士  
荒川 玲子 氏